

に此神谷が心強く、無禮を顯はす條、彼もし君の御恩に感じてだに候はんには、必御大事あらんとき、身をも家をも忘るべき者と思ひなして候、平に所領多く賜ふべしと申す、さらば如何程をか賜らんとあれば、二千石をや賜べきと申た、約のまゝ、千石をこそ賜ふべけれと有しに、政親望み、乞ふ事やまず、宿老の人々、さらんにおいては、千五百石をや賜ふべきと申ければ、神谷を召して、ありし事ども、一々に仰下されて、千五百石の領宛行はる、神谷感涙にたへず、御前を立て、直に政親の許に行向ひ、此程の無禮を謝す、其後高名度々に及び、終に足輕の大將を承る、徳川殿、常に此事を、執政の人々に語らせ玉ひ、汝等政親が心を心とすべきものなりと、仰られしよし、或書に出づ、

〔志士清談〕池田光政朝臣ノ長臣土倉市正ハ、四郎兵衛ガ養子、實父ハ瀧川一益ノ先鋒將岩田小左衛門ナリ、或時光政朝臣、市正ニ向テ、使番ハ戰功有テ事ニ鍛鍊シ、見積思慮アル人ヲ用ヒ來レリ、世治テ戰場ニ出タル者年々死去ス、向後平生ノ言行ヲ以テ其人ヲ撰ムベシ、唯今吾家中誰ガ其任ニ當ラン、試ニ舉ヨト命ゼラル、市正先一人ハ中村忠左衛門可ナラント答フ、中村苟モ諂諛セズ、長臣ニ途ニ遇モ禮ヲ待テ後コレニ應ズ、殊土倉トス不相好、却テコレヲ舉ルヲ以テ、光政近習ノ加藤某、密ニ中村ニ告、其家ニ親昵ナランコトヲ勸ム、中村聞テ悔ル心アリ、即後ヲ頼テ心事ヲ土倉ニ達ス、市正聞テ、人ヲ舉ゲ薦ムルハ國家ノ爲ニシテ、毛頭私慮ノ加ル處ニアラズ、何ゾ吾心ヲ不知ヤト云テ、中村ガ悔改ヲ悅容ルノ詞ナシ、世上阿從ノ徒ハ、不善ナルモ相好シ、不諛不貪ノ士ハ、疎ジテ其毛ヲ吹、艱難貧窮ニ處シテ、何ゾ其守ル所ノ有無不知、土倉ガ如キ長臣ノ長也、

知遇

〔日本書紀二十四〕三年、輕皇子皇極○孝深識、中臣鎌足連之意氣高逸、容止難犯、乃使寵妃阿陪氏、淨掃別殿、高鋪新薦、靡不具給、敬重特異、中臣鎌子連便感所遇、而語舍人曰、殊奉恩澤過前所望、誰能不使王